

SGEC 分別・表示事業体審査報告書

木脇産業 SGEC グループ

(統合事業体)

平成 20 年 3 月

(社)全国林業改良普及協会

目 次

I . 木脇産業 SGEC グループの概要

II . 審査経過・写真

III . 木脇産業 SGEC グループの審査における判定事由書

IV . 添付資料（主な確認資料）

V . 審査判定表

I 木脇産業 SGEC グループの概要

1. 申請者名称・所在地 木脇産業(株)代表取締役
都城プレカット事業協同組合理事長
木脇 義貴
(木脇産業(株))
宮崎県都城市丸谷町 458
(都城プレカット事業協同組合)
宮崎県都城市丸谷町 4708-1
2. 認定事業体 木脇産業 SGEC グループ
3. 認定対象業種 木脇産業(株)／製材

都城プレカット事業協同組合
／木材加工、プレカット、建築
4. 統合事業体の沿革・概要

木脇産業グループ(宮崎県都城市)は、植林から素材生産・製材加工・プレカット加工・建築及び運送・運輸等の8社で構成され、国産材の総合的なニーズに込えている企業グループである。今回申請のあつた統合事業体「木脇産業SGECグループ」は、グループ8社のうち都城市内において、製材部門を担う「木脇産業(株)」、及び木材加工・プレカット加工・建築部門を担う「都城プレカット事業協同組合」の2社である。

木脇産業(株)は、年間原木消費量：10万m³を超え、そのほぼ100%が国産スギ材という、文字通り、国産材製材業をリードしてきた事業体である。

都城プレカット事業協同組合は、木脇産業(株)を筆頭とした地元製材業者、森林組合、工務店等、13社を組合員とする協同組合である。

両事業体とも「ISO9001 認証」を取得しており、徹底した品質管理の下での製材・プレカット加工事業を行い、精度の高い部品化を推進している。また、都城プレカット事業協同組合はプレカット製品について、品質性能等が客観的に評価されるAQ認証も取得している。

製品の約9割は、宮崎県内及び鹿児島県で消費されているが、九州各県、そして沖縄県、関東・関西方面にも販路を拡大しており、国産材・宮崎県産材の需要拡大に寄与してきている。

【木脇産業(株)の沿革・概要】

○会社概要

創業	昭和 23 年 5 月
資本金	1800 万円
主要取引	ナイス(株) M B C 開発 ヤマエ久野(株) 一条工務店 中越パルプ工業(株) 関東,九州プレカット工場
取引銀行	鹿児島銀行 宮崎銀行 福岡銀行
従業員	157 名
売上高	19 年 3 月 36 億 5000 万
事業所	沖縄市与儀

○沿革

昭和 23 年 5 月	木脇産業有限会社設立 資本金 80 万円 初代社長 木脇義盛
昭和 32 年 1 月	2 代目社長 木脇博保 就任
昭和 45 年 3 月	資本金 1200 万円増資
昭和 46 年 1 月	3 代目社長 木脇義貴 就任
昭和 56 年 1 月	資本金 1800 万円増資
平成 03 年 4 月	木脇産業株式会社に組織変更
平成 07 年 6 月	本社新社屋完成

○本社工場敷地

都城市丸谷町 458 番地外 19,743.970 m²

○木材・木製品の年間取扱実績

・期間(1年)	平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日
・木材・木製品の取扱量	原木(原料)入荷量 117,000 m ³ 製品名と出荷量 75,000 m ³

○その他／I S O 認証、J A S 規格取得

【都城プレカット事業協同組合の沿革・概要】

○会社概要

創業	平成 2 年 7 月
資本金	4,000 万円
主要取引	タマホーム熊本・菊陽、M B C 開発、松下孝建設、ハウスア ート宮崎、三洋ハウス、国産材住宅 民家、霧島住宅、松浦 工務店、木脇産業沖縄・神戸

取引銀行 宮崎銀行 鹿児島銀行 中小公庫
従業員 63名
売上高 平成19年3月 128,000万円
事業所 鹿児島営業所

○組合員 木脇産業(株)、(株)東製材、江藤産業(株)、日興建設(株)
(株)領家組、万ヶ塚運送(株)、木脇林業(株)、都城森林組合、
(有)ウエルネス急行(以上、都城市)
(株)マルキ運輸、前田木材(有)(以上、えびの市)
大成住宅(株)、センダハウス(株)(以上、宮崎市)

○沿革

平成2年7月 プレカット都城(協)設立 資本金 1,800万円
理事長 木脇 義貴
平成3年10月 プレカット加工・乾燥事業開始
平成6年6月 工場増設・プレカットライン2ラインとする
平成7年1月 防虫・防腐・製材ライン新設
平成11年3月 塗装ライン新設
平成15年7月 第2プレカットライン新設
平成15年8月 資本金4,000万円に増資
平成18年3月 選別・剥皮施設新設

○本社工場敷地他

都城市丸谷町4708番地1他 60,445㎡

○木材・木製品の年間取扱実績

・期間(1年) 平成18年4月1日 ~ 平成19年3月31日
・木材・木製品の取扱量 プレカット加工 30,244坪(11,029㎡)
新築住宅 12棟

○その他 / ISO認証、AQ認証、JAS規格取得

5. 分別・表示管理体制

両事業体とも、十分な広さの工場土場、及び明確な分類が可能な製品保管庫、倉庫を備えており、代表取締役(理事長)をグループ「最終統括責任者」とした分別・表示管理体制を整え、統合事業体「認証林産物分別・表示管理計画」を作成し、統合事業体として、分別表示にあたることとしている。

両事業体には、それぞれ専務取締役(理事)を「統括責任者」とした、管理体

制が作成されており、運用にあたっては、事業体ごと、工程ごとに定めた「SGEC 分別・表示管理方針書」に基づいて、SGEC 認証林産物と非認証の他の林産物が受入、製材、乾燥、加工、建築の各段階で混在しないよう、管理責任者及び部門ごとの管理担当者を設置して、管理にあたることとしている。

また、住宅建築においては、設計から製材・プレカット加工・建設工事が、グループ内での一貫したシステムにより実施されるため、これら工程において、他から非認証林産物が混入する可能性はない。

以上のことから、分別・表示システムは適切に運用されると考える。

Ⅱ. 審査経過・確認資料一覧・写真

1. 木脇産業 SEGEC グループの審査経過

木脇産業 SEGEC グループの審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの児島裕、野田昭一、鳥越貞雄、宇佐美均の4名が下記のとおり行った。

【審査申込】

平成20年1月25日／審査申込

(内 容)

1. 全林協の審査手順についての説明
2. 審査申込書の受付
3. 分別・表示確認資料の説明

【認定審査】

2月5日／書類確認及び現地確認

(場 所)

(本社事務所・原木置き場・製材所・プレカット加工所)

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会認証審査センター 児島 裕、鳥越貞雄、宇佐美均

(出席者)

木脇産業株式会社	山林部長	山下 史洋
都城プレカット事業協同組合	専務理事	木脇章太郎
	総務部長	時任 浩泰

(内 容)

1. 提出された書類及び資料の説明を受け、修正事項等の確認を行った。
2. 事務所において事業の概要、現行の原木の購入、製材からプレカット加工・建築における木材の流れ・管理の仕組み等について、更に事業体認定を取得した後の分別・表示の考え方や管理方針、認証林産物の生産・出荷管理計画、分別・表示管理体制等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。
3. 木脇産業(株)、都城プレカット事業協同組合事務所及び原木置き場、製材所、プレカット加工所、木造住宅サポートセンターにおいて、認証材置き場、工程、製品の分別状況を確認した。

3月21日／審査委員会

(場 所)

東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル会議室

(委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根 明臣
元東京農業大学教授・農学博士	河原 輝彦
木構造振興株式会社専務取締役・農学博士	西村 勝美
東京農工大学教授・農学博士	土屋 俊幸
(社)日本育種協会理事長	真柴 孝司

(事務局)

(社)全国林業改良普及協会専務理事	渡辺 政一
同 認証審査センター	児島 裕
同 認証審査センター	野田 昭一

(内 容)

1. 現地確認審査の結果を報告するとともに、SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」について審査内容を説明した。
2. 提出資料、各作業の現地写真及び各作業の工程管理の仕組み、審査判定表による判定の内容等からいって、申請者は認定に値する統合事業体であるものと認められた。

(主な確認資料)

- ・木脇産業 SGEC グループ／認証林産物分別・表示管理計画図
- ・木脇産業 SGEC グループ／認証林産物分別・表示管理体制図
- ・木脇産業(株)／SGEC 認証林産物の分別・表示管理方針書
- ・木脇産業(株)／SGEC 認証林産物の分別・表示管理体制図
- ・木脇産業(株)／事業所の敷地、建物配置図
- ・木脇産業グループ案内冊子
- ・都城地区プレカット事業(協)／SGEC 認証林産物の分別・表示管理方針書
- ・都城地区プレカット事業(協)／SGEC 認証林産物の分別・表示管理体制図
- ・都城地区プレカット事業(協)／事業所の敷地、建物配置図
- ・都城地区プレカット事業(協)組合員名簿
- ・品質マニュアル
プレカット加工・製材加工受注フロー図／プレカット部材の責任分担／原木 QC 工程表
／製材 QC 工程表／モルダー QC 工程表／プレカット QC 工程表／乾燥 QC 工程表／その他
- ・決算書、借入金及び支払利子の内訳書

Ⅲ. 木脇産業 SGEC グループの審査における判定事由書

SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき、「木脇産業 SGEC グループ審査判定表（分別・表示）」の 10 項目を審査要件として決定した。

これら「審査要件」に基づいて、「認定審査」を行い、審査委員会に諮ったところ、木脇産業グループは、認定に値する事業体であるとして判定された。

なお、審査委員会により、認定取得後の「向上目標」として下記が付記された。

【向上目標】

1. 認証林産物の分別・表示管理の徹底を図るため、関係職員に対し、分別・表示管理に関する十分な教育・研修を図ること。
2. 認証林産物の取り扱いに関する記録類の保存に努めること。

基準 1 経営の健全性一

1-1 / 妥当である 持続的に事業活動を行いうる事業体であること。

今回申請のあった統合事業体「木脇産業 SGEC グループ」は、製材部門を担う「木脇産業(株)」、及び木材加工・プレカット加工・建築部門を担う「都城プレカット事業協同組合」の 2 社である。

両社は設立以来、地域の製材業の発展に寄与し、「ISO9001 認証」を取得し、徹底した品質管理のもとで、製材・プレカット加工事業を行い、精度の高い部品化を推進している。製品の約 9 割は、宮崎県内及び鹿児島県で消費されているが、九州各県、そして沖縄県、関東・関西方面にも販路を拡大しており、持続的に事業活動を行っている。

また、製材・プレカット加工から建設工事までを一貫したシステムで行い、産直住宅として良質な木造住宅を各地域に供給しており、国産材・宮崎県産材の需要拡大に寄与している。

1-2 / 妥当である 経営指標に照らし、財務状態が健全であること。

決算報告等により、財務状況を確認したところ、経営状態は安定していると判断した。

基準 2 認証林産物取扱の業態

2-1 / 妥当である

認証林産物を取り扱う事業体として、事業目的および内容が適合していること。

木脇産業 SGEC グループが取り扱う木材は、徹底した品質管理、プレカットシステムにより、品質・性能の優れた製品を生産するとともに、優良な国産材木造住宅を各地に供給している。

木脇産業(株)、都城プレカット事業協同組合両社とも、国際標準化機構(I S O)が定める加工品に対する品質管理システム「I S O 9001 認証」を取得しており、高水準な条件をクリアし、高品質な木材生産を行っている。また、都城プレカット事業協同組合はプレカット製品について、品質性能等が客観的に評価される A Q 認証を取得しており、消費者に対し安全性及び居住性に優れた製品を提供している。従って、認証林産物を扱う事業体として、事業目的は適合している。

2-2 / 妥当である

認証森林所有者・管理者または認定事業体と反復継続して取引関係にあること。

今回の SGEC 認定事業体への取組は、先に SGEC 認証森林として認証されている「山三ツリーファーム」(東臼杵郡美郷町)、住友林業(株)宮崎社有林、宮崎諸県有林等の宮崎県内の認証森林、及び九州森林管理局球磨川森林計画区内国有林等を想定してのことであり、SGEC 森林認証材のブランド化の取組に共感しての取り組みで、前述の認証森林とはこれまでも継続的な取引関係があると同時に、今後さらに連携を強めていくためのものである。

2-3 / 妥当である

認証林産物の普及および利用促進、新たな用途開発について意欲的であること。

得意先は、九州全域から、東北・関東・近畿地方と全国に広がり、顧客である工務店、ハウスメーカー等に、地球環境保全の観点から国産材、特に SGEC 森林認証林産物の普及することに意欲的である。また、一貫したシステムにより、産直住宅を全国に供給しており、需要開拓にも積極的である。

このような取組は、自社のホームページを通じて広く PR している。

基準 3 分別・表示管理運営の体制

3-1 / 妥当である

認証林産物の分別・表示管理に係る計画を立てていること。

木脇産業 SGEC グループでは、認証材の「管理体制」及び両社ごとに「SGEC 分

別・表示管理方針書」を定めており、運用にあたっては、SGEC 認証林産物と非認証の他の林産物が受入、製材、乾燥、加工、建築の各段階で混在しないよう、管理責任者及び部門ごとの管理担当者を設置して、管理にあたることとしている。

3-2 / 妥当である

認証林産物の分別・表示管理を行う体制が整っていること。

木脇産業 SGEC グループには、十分な広さの土場があるとともに、明確な分類が可能な製品保管庫、倉庫を備えており、管理体制図に基づき、代表取締役(理事長)を「最終特活責任者」、両社の専務取締役(理事)を「統括責任者」とした分別・表示管理体制を整えている。

また、住宅建築においては、設計から製材・プレカット加工・建設工事が、グループ内での一貫したシステムにより実施されるため、これら工程において、非認証林産物と混在する可能性はない。

3-3 / 妥当である

分別・表示管理を担当する管理責任者を設置していること。なお、管理責任者に適正な研修を行っていること。

「SGEC 認証林産物の分別・表示管理方針書」により「管理担当者に対する研修は、新規就労時及び配置換え時に必ず実施するが、必要に応じて随時行う」こととしている。

3-4 / 妥当である

伝票など帳票類を作成・保存すること。なお、認証林産物と非認証林産物のコード番号は明確に区別すること。

現地確認により、伝票などの帳票類は適正に管理・保管されていることを確認した。

認証林産物と非認証林産物との番号を明確に区別することとしている。

3-5 / 妥当である

定期的に棚卸記録などにより、保管数量の管理を行うこと。

現地確認により、原料及び製品などについて定期的に棚卸を行っていることを確認した。

なお、伝票などの帳票類を保存し、認証林産物の流通・情報の交換、開示に備えることとしている。